

令和5年第3回3月

つがる市農業委員会総会議事録

つがる市農業委員会

1. 開催日時 令和5年3月3日(金) 午後1時54分から午後14時32分
2. 開催場所 つがる市役所3階会議室
3. 出席委員数 35人中、31人出席
4. 出席委員名
 1. 田戸岡 誠 2. 古坂 勇樹 3. 太田 善造 4. 三橋 衛 5. 工藤 育江
 6. 野宮富喜子 7. 笠井 正己 8. 新岡 亮 10. 菊池 昭二 11. 葛西 勝久
 12. 秋田谷廣次 13. 工藤しのぶ 14. 成田 金春 16. 今 輝義 17. 鎌田 誠
 18. 福井 清光 21. 斉藤 鉄男 22. 成田 清繁 24. 工藤 恒實 25. 長谷川秀樹
 26. 小山内 壽 27. 藤本 正彦 28. 工藤 正樹 29. 稲葉 武彦 30. 福井二三夫
 31. 工藤 宰 32. 横山 治彦 33. 山本 康樹 34. 神 文敏 35. 羽場 晃
 36. 浅見 春樹 計 31人
5. 欠席委員名 9. 吉田 秀美 15. 杉森 広宣 20. 三橋 弘 23. 長谷川一幸 計4人

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 提出議案の上程

- 報告第 3号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第 4号 公売買受適格者に係る農地法第3条許可書の交付について
議案第17号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第18号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第19号 農用地利用集積計画の決定について
議案第20号 公売買受適格者の証明について
議案第21号 公売買受適格者の証明について
議案第22号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正について

第4 諸般の報告

7. 職務のため出席した事務局職員の職氏名

局長：竹内攻規 農地係長：村田龍治 農政係長：工藤正輝 主幹：成田圭吾
主査：小笠原瞳 主事：吉田純也 主事：西巻壘斗 計7人

8. 会議の概要

事務局長(竹内攻規)

定刻になりましたので、「令和5年第3回(3月)つがる市農業委員会総会」を開会致します。開会にあたり、会長から挨拶がございます。

会長あいさつ(藤本正彦)

本日はお忙しいところ、総会にご参加いただきましてありがとうございます。

さて、3月に入りまして、今日は3日になります。3月3日といえば雛祭りですが語呂合わせで耳の日とも伝わっているところでもあります。それにしても、農作業も3

月に入りましてどんどん進んでいます。テレビ等によると、ハウスの中でメロンの種蒔きなどが始まっております。いよいよ農作業も本番という事で、農作業は最初が肝心ということで、農作業に入る前に農機具等の点検整備をして、体はもちろんコロナ、インフルにも注意し農作業を進めていただければと思います。

さて、本日は3月総会という事で、慎重審議のもと、承認決定されます事をお願い致しまして開会の挨拶と致します。

事務局長（竹内攻規）

それでは、農業委員会会議規則第5条の規定により、会長が議長となり、議事を進行致します。会長、宜しくお願い致します。

議長（藤本正彦会長）

ただいまの出席委員は、35名中31名です。定足数に達しておりますので、本日の会議は成立致します。

議長（藤本正彦会長）

これより議事に入ります。まず議事日程第1の議事録署名委員の選任を行います。「つがる市農業委員会会議規則」第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長において指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって議事録署名委員には21番齊藤鉄男委員、22番成田清繁委員を指名致します。

次に議事日程第2の会期についておはかり致します。会期は、本日一日とすることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日一日と決定致しました。書記には、事務局職員を任命致します。

それでは、これより議事日程第3の提出議案等の上程を行います。提出議案は、お手元に配布のとおりであります。

報告第 3号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第 4号	公売買受適格者に係る農地法第3条許可書の交付について
議案第17号	農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第18号	農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第19号	農用地利用集積計画の決定について

- 議案第20号 公売買受適格者の証明について
議案第21号 公売買受適格者の証明について
議案第22号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正について

以上、報告2件、議案6件、計8件を上程致します。

議長（藤本正彦会長）

はじめに、「報告第3号農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」「報告第4号公売買受適格者に係る農地法第3条許可書の交付について」以上2件を事務局から報告させます。

事務局報告（西巻主事）

それでは、1ページをお開きください。報告第3号について説明致します。「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」。農地法施行規則第68条第1項の規定により下記のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する。令和5年3月3日提出、つがる市農業委員会会長。

報告第3号は、番号48番から6ページの番号58番までの11件です。解約は田が11件で面積は80,563㎡です。解約の理由はすべて合意による解約となっております。

続いて、7ページ、報告第4号について説明致します。「公売買受適格者に係る農地法第3条許可書の交付について」最高価買受申出人となった公売買受適格者からの農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、下記のとおり許可書を交付したので報告する。令和5年3月3日提出、つがる市農業委員会会長。

7ページの番号2番と3番は、1月17日の西津軽土地改良区の公売入札に参加するため申請し1月の総会において買受適格者の証明がされたものです。最高価買受申出人となった買受適格者に対し、申請時と事情が変わらないため、1月24日に農地法第3条許可書を交付しました。以上で報告を終わります。

議長（藤本正彦会長）

報告については、以上のとおりと致します。

議長（藤本正彦会長）

次に、「議案第17号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（西巻主事）

説明に入る前に、1件申請の取下げがありましたので、お知らせ致します。15ページの90番ですが、本日3月3日に申請の取下げがあったため、審議しないことになりました。ご了承ください。

それでは、8ページをお開きください。議案第17号について説明致します。「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」。農地法施行令第1条の規定により下記のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める。令和5年3月3

日提出、つがる市農業委員会会長。

議案第17号は、8ページの番号76番から16ページの番号91番までの16件です。内訳は、所有権移転の「あっせんによる売買」が9件で、田が91, 811㎡、畑が8, 320㎡、「一般の売買」が2件で、田が34, 016㎡、畑が3, 993㎡、「贈与」が4件で、田が12, 108㎡、畑が1, 023㎡です。また、賃借権設定が1件で、田が10, 009㎡です。全案件とも別添の農地法第3条調査書1ページから6ページのとおり、許可要件の全てを満たしていると思われま

す。次に、売買価格について説明致します。8ページ、76番の田は総額460万円、10a当り約25万5千円、8ページから9ページにかけての77番の田は10a当り20万円、9ページ、78番の田は10a当り25万円、10ページ、79番と80番の田は10a当り20万円、11ページ、81番の田は10a当り23万円、82番の田は10a当り35万円、12ページ、83番の畑は総額50万円、10a当り約6万円、84番の田は10a当り20万円、13ページ、85番の田は総額20万円、10a当り約11万5千円、13ページから14ページにかけての86番の田と畑は総額530万円です。以上で説明を終わります。

議長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第17号の質疑を終結致します。これより、議案第17号を採決致します。おはかり致します。議案第17号は、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第17号は、原案のとおり許可することに決定致しました。

議長（藤本正彦会長）

次に、「議案第18号農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（吉田主事）

17ページをお開きください。議案第18号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」。農地法第5条第3項の規定により、下記のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求める。令和5年3月3日提出、つがる市農業委員会会長。

番号5番の申請地は、木造丸山の畑4筆で面積が5, 818㎡です。土地の高低差

を無くし、畑として利用するための借受人による1年間の使用貸借権設定の一時転用です。周辺は農地であるが、一時的な利用に供するものであり、周辺の農地等に係る営農条件への支障はないものと思われま

す。次に、番号6番の申請地は、木造丸山の畑1筆で面積が504㎡です。番号5番の土採取のための運搬路として利用するための借受人による1年間の使用貸借権設定の一時転用です。周辺は農地や山林であるが、一時的な利用に供するものであり、周辺の農地等に係る営農条件への支障はないものと思われま

議長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。質疑に入る前に、現地確認の報告を求めます。1番田戸岡誠委員、報告をお願い致します。

（1番田戸岡誠委員、報告）

現地確認の報告を致します。本日午前10時00分より、「2」番「古坂」委員と私「1」番「田戸岡」、事務局長と吉田主事の4人で確認してまいりました。番号2番の申請の場所は、つがる市役所稲垣出張所より南西に約3.7kmに位置し、周辺は農地や宅地であるが、農地等に係る営農条件への支障はないものと見てまいりました。次に、番号3番と4番の申請の場所は、つがる市立木造中学校より北に約485mに位置し、周辺は農地や宅地であるが、農地等に係る営農条件への支障はないものと見てまいりました。以上で現地確認の報告を終わります。

議長（藤本正彦会長）

報告が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第18号の質疑を終結致します。これより、議案第18号を採決致します。おはかり致します。議案第18号は、原案のとおり許可相当とし、県知事に送付することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第18号は、原案のとおり許可相当とし、県知事に送付することに決定致しました。

議長（藤本正彦会長）

次に、「議案第19号農用地利用集積計画の決定について」を議題と致します。説明

を求めます。

事務局説明(成田主幹)

それでは19ページをお開きください。議案第19号について説明致します。「農用地利用集積計画の決定について」。農用地利用集積計画を定めるため、農業経営基盤強化促進法の規定により決定を求める。令和5年3月3日提出、つがる市農業委員会会長。

議案第19号は、19ページ番号10番から、34ページ番号147番までです。

内訳ですが、「公社への売買」で、田が3件、面積が合計33,988㎡です。次に、「公社からの売買」で、田が4件、面積が合計51,278㎡です。次に、「新規の賃貸借」で、田が17件、面積が合計168,983㎡です。次に、「再設定の賃貸借」で、田が6件、畑が1件、樹園地が1件、合計8件、面積が合計109,098㎡です。議案第19号の合計としまして、田が30件、畑が1件、樹園地が1件、合計32件、面積が合計363,347㎡ですが、田と畑両方の賃貸借が1件ありますので、番号で数えると31件になります。

それでは、売買価格について説明致します。19ページをお開きください。19ページから20ページにかけての番号10番の田は、10a当り25万円です。次に番号11番の田は、10a当り25万円です。次に番号12番の田は、10a当り30万円です。次に21ページ番号13番の田は、10a当り20万円です。次に21ページから22ページにかけての番号14番の田は、10a当り20万円です。次に番号15番の田は、10a当り25万円です。次に番号16番の田は、10a当り30万円です。以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。

議長(藤本正彦会長)

説明が終わりました。これより質疑を行います。

(なしの声があり)

議長(藤本正彦会長)

ないようですので、議案第19号の質疑を終結致します。これより、議案第19号を採決致します。おはかり致します。議案第19号は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声があり)

議長(藤本正彦会長)

ご異議なしと認めます。よって、議案第19号は、原案のとおり決定致しました。

議長(藤本正彦会長)

次に、「議案第20号公売買受適格者の証明について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（西巻主事）

それでは、35ページをお開きください。議案第20号「公売買受適格者の証明について」。農地法第3条の適用を受ける土地について、下記のとおり農地等の買受適格証明願の提出があったので、審議を求める。なお、当該適格者が最高価買受申出人等となり農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請書を提出したときは、証明書の交付時と事情が異なる場合を除き、許可するものとする。令和5年3月3日提出、つがる市農業委員会会長。

本案件は、西津軽土地改良区が1月31日付けで公告した1件の公売への証明願です。入札日時は3月7日の午前10時からで即日開札です。売却決定日時は3月14日午前10時です。番号5番の願出人は別添の農地法第3条調査書7ページのとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、当該土地の買受をするにあたり問題は無いものと思われます。以上で説明を終わります。

議長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第20号の質疑を終結致します。これより、議案第20号を採決致します。おはかり致します。議案第20号は、原案のとおり証明することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第20号は、原案のとおり証明することに決定致しました。

議長（藤本正彦会長）

次に、「議案第21号公売買受適格者の証明について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（西巻主事）

説明に入る前に、訂正があります。36ページ、番号901番の農地の地番ですが、142番ではなくて正しくは145番になります。申し訳ありませんが、訂正をお願い致します。それでは、36ページをお開きください。議案第21号「公売買受適格者の証明について」。農地法第3条の適用を受ける土地について、下記のとおり農地等の買受適格証明願の提出があったので、審議を求める。なお、当該適格者が最高価買受申出人等となり農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請書を提出したときは、証明書の交付時と事情が異なる場合を除き、許可するものとする。令和5年3月3日

提出、つがる市農業委員会会長。

本案件は、西津軽土地改良区が1月31日付けで公告した1件の公売への証明願です。入札日時は3月7日の午前10時から即日開札です。売却決定日時は3月14日午前10時です。番号901番の願出人は別添の農地法第3条調査書8ページのとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、当該土地の買受をするにあたり問題は無いものと思われます。以上で説明を終わります。

議長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第21号の質疑を終結致します。これより、議案第21号を採決致します。おはかり致します。議案第21号は、原案のとおり証明することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第21号は、原案のとおり証明することに決定致しました。

議長（藤本正彦会長）

次に、「議案第22号農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（工藤総括主幹）

それでは、37ページをお開き願います。議案第22号について説明致します。農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正について農業委員会等に関する法律第7条の規定により「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を改正したので意見を求める。令和5年3月3日提出、つがる市農業委員会会長。

提案理由ですが、令和5年4月1日施行の改正農業委員会法の内容を反映させるため農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正を行うものであり、変更をしようとするときは、農地利用最適化推進委員（農業委員）の意見を聴かなければならないことから、意見を求めるものであります。

38ページをお開き願います。ここでは令和5年4月1日に施行される農業委員会に関する法律第7条について新旧対照表となっております。例えば、農業委員会法第7条第1項では、指針を「定めるように努めなければならない」となっておりましたが、4月1日施行からは「定めなければならない」に変更となります。このように改正となる部分について（新）の7条については二重線で表記しております。この改正を踏まえ、つがる市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」が改正

となります。

39ページは変更後の指針を掲載しております。変更部分は下線の波線で表記している部分となり、農業委員の皆さんが行っている、農地利用の最適化活動交付金に影響してくる部分であります。内容については議案配布を事前に行っていることから割愛させていただきます。なお、今回の総会で承認となった場合、指針は令和5年4月1日付けでの改正となりますのでよろしくお願い致します。

議長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があれば）

議長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第22号の質疑を終結致します。これより、議案第22号を採決致します。おはかり致します。議案第22号は、原案のとおり改正することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があれば）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第22号は、原案のとおり改正することに決定致しました。

次に、議事日程第4の諸般の報告について、事務局から説明があります。

事務局説明

1. 次期総会日程（案）について（竹内事務局長）

1) 日 時 令和5年4月7日(金) 午後4時00分より
場 所 生涯学習交流センター「松の館」2階 視聴覚室

2) 日 時 令和5年5月10日(水) 午後4時00分より
場 所 生涯学習交流センター「松の館」2階 視聴覚室

2. 事務連絡

- 1) 令和5年度農業委員会新年度交流会について（村田総括主幹）
- 2) 農用地のあっせんのお願について（成田主幹説明）
- 3) 農地法第3条の許可要件である下限面積要件の撤廃について（西巻主事）
- 4) 農業者年金加入推進記録簿について（工藤総括主幹説明）

議長（藤本正彦会長）

以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了致しました。その他の件について、委員より発言がございましたら、お願いします。

(発言がなし)

議長 (藤本正彦会長)

以上をもって、「令和5年第3回(3月)つがる市農業委員会総会」を閉会致します。